

今治市における居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証 実施要領

【I 目的】

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証は、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの再検討を促すために作られた仕組みです。これをもってサービスの利用を制限するものではないことを十分にご留意ください。

(参考) 令和3年9月22日厚労省老健局 介護保険最新情報 vol.1009

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について(周知)

【II 対象事業所要件】

指定居宅介護支援等の事業所の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年度厚生労働省告示第336号)に規定する要件(※)に該当する居宅介護支援事業所(該当の有無の判定は毎月請求実績に基づいて行います。)

該当する事業所は今治市から提出依頼文書を送付します。

※居宅介護支援事業所ごとにみて、①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつ②その利用サービスの6割以上が訪問介護サービス

【III 手順】

- (1) 依頼文書に記載されている対象者のケアプランについて、当該ケアプランの利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由等を記載した上で今治市高齢介護課へ提出してください。理由の記載については、居宅サービス計画書第2表の「サービス内容」に記載しても差し支えありません。
- (2) 提出されたケアプランについて、市で内容の検証を行います。ケアプラン作成者には内容の説明をお願いすることもありますのでご協力ください。検証の結果、必要に応じて是正を促す場合があります。
- (3) 検証結果を踏まえ、対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容について再検討を行ってください。

※再検討が行われない場合は引き続き検証の対象となり得ますので、検証結果をもとに事業所内で必ず再検討を行ってください。

【IV 提出書類】

- ・居宅サービス計画書(第1表～第3表)
- ・サービス担当者会議の要点(第4表)
- ・アセスメントシート

【V 提出方法及び提出先】

以下のいずれかの方法で提出してください。

(Eメールの場合)

kourei@imabari-city.jp

※件名を「【介護保険適正化担当宛】ケアプラン検証に係る書類の提出について」としてください。

※事業所名、担当者名、担当者連絡先を明記してください。

(郵送又は窓口持参の場合)

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 高齢介護課介護保険担当

注意事項

- ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があります。変更の際には本人及び家族へ十分に説明を行ってください。
- 一度届出した事業所については、次回の届出は1年後となります。1年後に要件に該当する場合は再度提出依頼文書を送付します。

【担当】

今治市高齢介護課 介護保険担当

TEL 0898-36-1526